告示

○文部科学省告示第九十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（書跡・典籍の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書僻案抄　一帖	昭和十年文部省告示第二百六十九号	僻案抄　一帖	学校法人天理大学	奈良県天理市杣之内町一〇五〇

○文部科学省告示第九十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件のうち一部を除き、同表下欄のように重要文化財に指定する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（古文書の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	認定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書佐藤文書　七巻	昭和十一年文部省告示第三百二十一号	佐藤家文書（五十七通）　七巻	公益財団法人石水博物館	三重県津市垂水三〇三二―一八

○文部科学省告示第百号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
母子上村松園筆 絹本著色　一面	独立行政法人国立美術館（東京国立近代美術館保管）	東京都千代田区北の丸公園三―一
紙本著色黄瀬川陣安田靫彦筆 六曲屏風　一双	独立行政法人国立美術館（東京国立近代美術館保管）	東京都千代田区北の丸公園三―一
紙本著色風俗図宮川長春筆　一巻	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
紙本白描応現観音図 外題下に玄証の花押がある　一枚	財団法人五島美術館	東京都世田谷区上野毛三―九―二五
紙本著色洛中洛外図六曲屏風　一双	福岡市（福岡市博物館保管）	福岡県福岡市中央区天神一―八―一